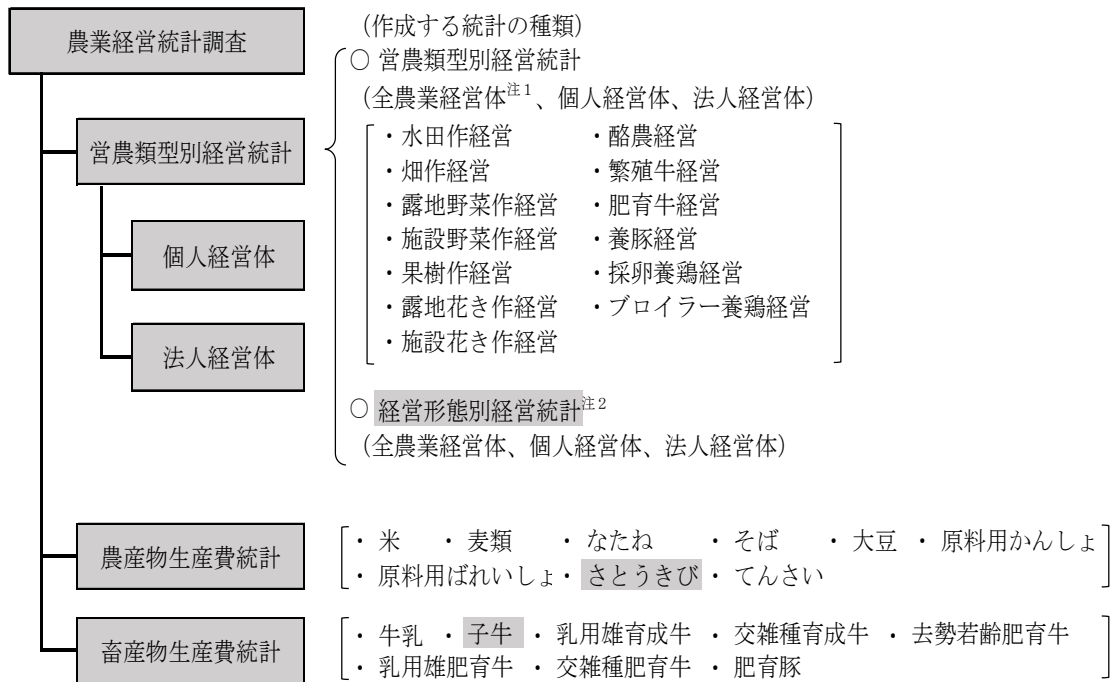


3 農業経営

解説

ここでは、「農業経営統計調査」の営農類型別経営統計の結果から経営の収支、分析指標を、農産物生産費統計及び畜産物生産費統計の結果から生産費などを掲載した。

(1) 調査の体系（網掛部分は、掲載している統計）



注：1 全農業経営体とは、個人経営体と法人経営体を合わせて集計したものである。

2 経営形態別経営統計は、13の営農類型にこれら営農類型に属さない其他経営を加えて集計したものである。

(2) 調査の概要

ア 営農類型別経営統計

(ア) 調査の目的

営農類型別経営統計は、農産物の販売を目的とする農業経営体の収支状況等の経営の実態を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備することを目的としている。

(イ) 調査の対象

本調査は、農林業センサスに基づく農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体で、「営農類型の種類及び分類基準」の分類基準に該当する農業経営体を対象に実施した。調査経営体の営農類型の種類及び分類基準については、以下のとおりである。

営農類型の種類	分類基準
水田作経営	稲、麦類、雑穀、豆類、いも類、工芸農作物の販売収入のうち、水田で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
畑作経営	稲、麦類、雑穀、豆類、いも類、工芸農作物の販売収入のうち、畑で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
野菜作経営	野菜の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
露地野菜作経営	野菜作経営のうち、露地野菜の販売収入が施設野菜の販売収入以上である経営
施設野菜作経営	野菜作経営のうち、露地野菜の販売収入より施設野菜の販売収入が多い経営
果樹作経営	果樹の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
花き作経営	花き販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
露地花き作経営	花き作経営のうち、露地花き販売収入が施設花き販売収入以上である経営
施設花き作経営	花き作経営のうち、露地花き販売収入より施設花き販売収入が多い経営
酪農経営	酪農の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
肉用牛経営	肉用牛の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
繁殖牛経営	肉用牛経営のうち、繁殖用めす牛の飼養頭数が肥育牛の飼養頭数以上である経営
肥育牛経営	肉用牛経営のうち、繁殖用めす牛の飼養頭数より肥育牛の飼養頭数が多い経営
養豚経営	養豚の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
採卵養鶏経営	採卵養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
ブロイラー養鶏経営	ブロイラー養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
その他経営	上記の営農類型に分類されない経営

(ウ) 調査期間

- a 個人経営体の調査期間は、1月から12月までの1年間である。
- b 法人経営体の調査期間は、調査対象経営体ごとに4月から翌年3月までの間に迎えた決算期の終了月前1年間である。

(エ) 調査方法

職員又は統計調査員が調査票を調査対象経営体に配布し、郵送、職員若しくは統計調査員による訪問又はオンラインの方法により回収（決算書類等の提供を含む。）する自計調査の方法で行っている。

また、必要に応じて、職員又は統計調査員による調査対象経営体に対する面接調査の方法も併用している。

(オ) 統計利用上の留意事項

令和4年から、①個人経営体のうち主業経営体、準主業経営体及び所得税青色申告決算書（農業所得用）による帳簿管理がなされている副業的経営体（以下「青色申告の副業的経営体」という。）並びに法人経営体においては、基本項目及び詳細項目について報告を求め、②青色申告の副業的経営体以外の副業的経営体においては、基本項目について報告を求める

こととし、個人経営体の調査票について、①は個人経営体用（詳細調査）、②は個人経営体用（基本調査）を使用する方法に変更した。

(カ) 用語の解説

個人経営体	世帯による農業経営を行う農業経営体のうち、法人格を有しない経営体をいう。
法人経営体	法人化を有する農業経営体をいい、具体的には会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく株式会社、合名・合資会社及び合同会社並びに農業協同組合法（平成 22 年法律第 132 号）に基づく農事組合法人等が該当する。
全農業経営体	本統計においては、個人経営体及び法人経営体を合わせた総称である。
事業収入	1 年間事業を行ったことにより得られた総収益額（売上高）をいい、農業収入、農業生産関連事業収入及び農外事業（林業、漁業、商工業等）収入の合計である。
事業支出	事業収入を得るために、直接的に要した費用（生産原価）及び間接的に関係する事務、営業活動等に要した費用（販売費及び一般管理費）の合計をいい、農業支出、農業生産関連事業支出及び農外事業（林業、漁業、商工業等）支出の合計である。
営業利益	事業収入から事業支出を控除した金額である。
農業粗収益	1 年間の農業経営によって得られた総収益額をいい、農業現金収入（農産物の販売収入）、現物外部取引価額（現物労賃及び物々交換によって支払手段とした農産物等の評価額）、農業生産関連事業消費額、農業生産現物家計消費額（家計消費に仕向けられた自家生産農産物の評価額）、年末未処分農産物の在庫価額、共済・補助金等受取金等の合計額から、年始め未処分農産物の在庫価額を控除した金額である。
農業経営費	農業粗収益を得るために要した資材や料金の一切をいい、次に掲げる項目により分類した。
雇人費	従業員（常雇、臨時雇）及び農業に従事した有給役員に対する給料、賞与、福利厚生費をいう。ただし、個人経営における農業専従者に対する給与は含まない。
種苗費	種もみ、種いも、その他農産物の種子、苗類等の購入費用が該当する。
もと畜費	肥育・育成用のもと畜、雛等の購入費、種付料金等のほか、買付けに要した費用（運賃、手数料、輸送保険料等）が該当する。

肥料費	硫安、石灰窒素等の化学肥料、尿素、大豆かす等の有機肥料、土壌改良剤等が該当する。
飼料費	配合飼料、牧草のほか、給餌目的のえん麦、わら、カルシウム等が該当する。
農薬衛生費	農場への農業薬剤の散布や、家畜に投与する薬剤のほか、共同防除費も該当する。
諸材料費	被覆用ビニール、鉢、なわ、釘、針金等の購入費用が該当する。
動力光熱費	農業生産に係る電気、ガス、水道等の料金、ガソリン、軽油、灯油等の燃料費が該当する。
農具費	取得価額が10万円未満又は耐用年数が1年未満の農具の購入費用が該当する。
修繕費	農業生産用の固定資産の修理に要した費用が該当する。
地代・賃借料	農地・農業用施設の地代、農業用建物の家賃、農機具等の賃借料、農協の共同施設利用料、農作業の委託料等が該当する。
土地改良費	土地改良事業に係る賦課金や維持管理費、水利組合費、客土に要した費用が該当する。
租税公課	農業生産に係る固定資産税、自動車税、印紙税、支払消費税等のほか組合・部会費等が該当する。
利子割引料	借入金の利息や受取手形の割引料が該当する。
農業所得	農業粗収益から農業経営費を控除した金額である。
農業生産関連事業	経営体が経営する農産加工、農家民宿、農家レストラン、観光農園、貸し農園等の農業に関する事業であって、1)従事者がいること、2)当該農業経営体で生産した農産物を利用していること、3)当該農業経営体が所有又は借り入れている耕地又は農業施設を利用していること、のいずれかに該当するものをいう。ただし、当該農業経営体とは別の経営体として経営する事業を除く。
農業生産関連事業収入	農業生産関連事業の収入である。
農業生産関連事業支出	農業生産関連事業の支出である。 なお、農業生産関連事業に係る物件税及び公課諸負担は、租税公課諸負担に計上した。

農業生産関連事業所得	農業生産関連事業収入から農業生産関連事業支出を控除した金額である。
付加価値額（農業）	生産活動により新たに生み出された価値を金額で表したものであり、次式により計算した。 付加価値額（農業）＝ 農業粗収益－（農業経営費－（雇人費＋地代・賃借料＋利子割引料））
付加価値率（農業）	農業粗収益のうち、どれだけが農業生産によって新たに付加価値額として生み出されたものであるかを示す指標であり、次式により計算した。 付加価値率（農業）＝ 付加価値額（農業）÷ 農業粗収益 × 100
農業労働収益性	従事者1人当たりの農業所得でみた収益性を示す指標である。
農業労働生産性	従事者1人当たりが生み出す成果（付加価値額）を示す指標である。

イ 農畜産物生産費統計

(ア) 調査の目的

a さとうきび生産費

さとうきびの生産コストを明らかにし、農業政策(さとうきび経営安定対策、生産対策、経営改善対策等)の資料を整備することを目的としている。

b 子牛生産費

子牛の生産コストを明らかにし、肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格の算定、経営改善対策等の資料を整備することを目的としている。

(イ) 調査の対象

a さとうきび生産費

農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、さとうきびを10a以上作付けし、販売する経営体（個別経営）を対象に実施した。

b 子牛生産費

農林業センサスに基づく農業経営体のうち、肉用種の繁殖雌牛を2頭以上飼養して子牛を生産し、販売又は自家肥育に仕向ける経営体（個別経営）を対象に実施した。

(ウ) 調査期間

さとうきび生産費は4月から3月までの1年間、子牛生産費は1月から12月までの1年間である。

(エ) 調査方法

職員又は統計調査員が調査票を調査対象経営体に配布し、郵送、職員若しくは統計調査員による訪問又はオンラインの方法により回収（決算書類等の提供を含む。）する自計調査の方法で行っている。

また、必要に応じて、職員又は統計調査員による調査対象経営体に対する面接調査の方法も併用している。

(オ) 集計方法

a さとうきび生産費

集計する経営体ごとにウェイトを定め、規模階層別等の集計対象とする区分ごとに加重平均により算出した。

この場合のウェイトとは、収穫面積規模別に調査対象経営体数を当該年産の「さとうきびの経営安定対策に係る対象甘味資源作物生産者要件申請者数（(独)農畜産業振興機構）」のうち、さとうきびの収穫（営農計画）のある個別経営体数で除した値の逆数としている。

b 子牛生産費

(a) 全国平均値

集計経営体ごとにウェイトを定め、全国又は規模階層別の集計対象とする区分ごとに加重平均により算出した。

この場合のウェイトとは、全国農業地域別飼養頭数規模別に、集計経営体数を畜産統計（肉用牛）における子取り用雌牛飼養頭数規模別飼養戸数（組替）で除した値の逆数としている。

(b) 沖縄平均値

単純平均により算出しており、全ての集計対象経営体についてウェイトを「1」としている。

(カ) 統計利用上の留意事項

子牛生産費統計は、全国的規模において設計されていることから、調査農家の戸数が少なく、調査農家平均値が必ずしも沖縄県の平均的な実態を表しているとはいえないので、利用に当たっては留意されたい。

(キ) 用語の解説

a 家族労働費とは、家族労働時間に「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）の「建設業」、「製造業」及び「運輸業、郵便業」に属する5～29人規模の事業所における賃金データ（都道府県単位）を基に算出した男女同一単価（当該地域で男女を問わず実際に支払われた平均賃金）を乗じて評価したものである。

- b 自作地地代とは、その地方の類地(調査対象作目の作付地と地力等が類似している作付地)の小作料で評価したものである。
- c 自己資本利子とは、総資本額から借入資本額を差し引いた自己資本額に年利率4%を乗じて算出したものである。
- d 「収益性」の所得及び家族労働報酬の算出方法は、以下のとおりである。
- (a) 所得＝粗収益－〔生産費総額－(家族労働費＋自己資本利子＋自作地地代)〕
ただし、生産費総額＝費用合計＋支払利子＋支払地代＋自己資本利子＋自作地地代
- (b) 1日当たり所得＝所得÷家族労働時間×8時間(1日換算)
- (c) 家族労働報酬＝粗収益－(生産費総額－家族労働費)
- (d) 1日当たり家族労働報酬＝家族労働報酬÷家族労働時間×8時間(1日換算)